

商品概要説明書

農機ハウスローン

(2020年6月30日現在)

商品名	農機ハウスローン
ご利用いただける方	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○お借入時の年齢が 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が 76 歳未満の方。<ul style="list-style-type: none">・最終償還時の年齢が 71 歳以上 76 歳未満の方は、農業後継者を連帯保証人とさせていただきます。・20 歳未満の方がお借入れされる場合、法定代理人を連帯保証人といたします。○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○自己の住宅（家族名義含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内の居住年数が 1 年以上の方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方。○新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○愛知県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人・団体】</p> <ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○原則として、3 期分の決算書の提出が可能で、直近決算期において繰越欠損金がないこと。○設立後 1 年以上 3 年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。○設立後 1 年未満の場合、役員・構成員の前年度税込年収が 150 万円以上あること。○新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○農機具（中古含む。）の取得およびそれに付随する費用。○他金融機関からの借換え。○パイプハウス等資材購入、建設費用。○格納庫の建設費用。○発電・蓄電設備の取得資金
借入金額	○1,800 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○原則として、1 年以上 10 年以内とします。○他金融機関からの借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	○当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。

返済方法	○元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎回の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済のいずれかをご選択いただけます。
担保	○原則として、担保は不要です。
保証	<p>○必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。</p> <p>○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限りま。</p>
保証料	<p>○一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただけます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただけます。</p> <p>なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0568-47-5618）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。</p> <p>また、必要に応じて当 J A が指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	---

J A 尾張中央